平成２１年（フ）第１１９６号
大阪府松原市上田６丁目10番30―206号
債務者　染本　　恵
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２６０号
香川県木田郡三木町大字井戸2437番地１
債務者　横内　直美
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３３３号
香川県高松市六条町1188番地１
債務者　吉岡いずみ
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３５８号
香川県高松市西春日町1065番地175　サンシャイン栗林505号
債務者　岡田　正義
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第７１号
香川県観音寺市出作町627番地６　オリーブ村５号地
債務者　木下　富康
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第７４号
香川県観音寺市出作町603番地３
債務者　木下　敏子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第１４８号
北海道岩見沢市２条西２丁目７番地１　中央ビル２階３号室
債務者　桐木　和子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１７号
北海道稚内市大黒４丁目４番５号
債務者　梅田　枝里（旧姓浅野）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２１年（フ）第１８号
北海道稚内市末広４丁目１番９―406号
債務者　角田　義文
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２１年（フ）第５７７号
盛岡市津志田15地割29番地４　セジュールフジマツＡ101号
債務者　和賀　光教
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５９２号
盛岡市山王町４番６号　スプランドール山王101号、住民票上の住所岩手県九戸郡野田村大字野田第22地割146番地１
債務者　廣﨑　真吾
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５９５号
岩手県二戸郡一戸町西法寺字関屋66番地３
債務者　佐藤　　潔
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１６７号
秋田県横手市十文字町腕越字上拾43―２　山道団地17、住民票上の住所秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字下川原14番地１
債務者　佐藤　春湖（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第９４号
千葉県山武市本須賀287番地６　スカイハイツモトスカ101
債務者　渡辺　克美
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第８０号
新潟県上越市大和２丁目８番19号
債務者　横田　　廣
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第９４号
新潟県上越市柿崎区直海浜1567番地113　市営臨海住宅104号、前住所新潟県上越市頸城区西福島1013番地３
債務者　木村　明夫
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第９５号
新潟県糸魚川市大字寺地1853番地２　県営寺地住宅Ｃ302号
債務者　河野　悦子（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
新潟地方裁判所高田支部